

インターネットによる県有物品の売却に係る公告

紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するK S I 官公庁オークション（以下「システム」という。）による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月31日

鳥取県知事 平井 伸治

1 売却物品

番号	売却物品	年式	数量	予定価格(最低入札価格)(円)	入札保証金(円)
101	プラニメーター	平成12年	1	2,000	200

※「年式」は鳥取県が取得した年を記載しています。

2 鳥取県インターネット公有財産売却ガイドラインの交付

システム内又は鳥取県のホームページにより入手すること。ただし、これにより難い者には直接交付する。

(1) 交付期間

令和7年10月31日（金）午後1時から同年11月17日（月）午後2時までの間とする。また、（2）ウの問合せ先での配布も行ふ。問合せ先での配布を希望する者は、交付期間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後3時までに来庁すること。

(2) 交付場所及び問合せ先

ア 鳥取県のホームページ

<https://www.pref.tottori.lg.jp/auction/>

イ システム

<https://kankocho.jp/>

ウ 鳥取県会計管理部会計指導課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-8199

メール kaikeishidou@pref.tottori.lg.jp

3 契約する者及び契約担当部局

番 号	契約する者	契約担当部局
101	鳥取県知事 平井 伸治	鳥取県会計管理部会計指導課

4 下見会

参加希望者は前日までに下記右欄に連絡をすること。

番 号	開催日時	場 所
101	(1) 開催日 令和7年11月4日（火）から同月14日（金）の間（日曜日及び土曜日を除く。） (2) 時間 午前9時から午後3時まで	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁本庁舎地下1階 連絡先 鳥取県会計管理部会計指導課 電話 0857-26-8199

5 手続等

(1) 参加資格

令和7年10月31日（金）午後1時から同年11月17日（月）午後2時までの間に、鳥取県インター

ネット公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、システムにより参加仮申込みを行い、かつ入札保証金をクレジットカードで納付した者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、参加することができない。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 政令第167条の4第1項に該当する者、同条第2項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ この公告日から開札日までの間に、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けた者

エ ガイドライン及びシステムに関連する規約等の内容を承諾、順守できない者

オ その他知事が不適当と認める者

(2) 参加方法

令和7年12月2日（火）午後1時から同月9日（火）午後1時までの間に、システム内で希望金額の入力を行う。

(3) 開札日時及び場所

令和7年12月9日（火）午後1時から同日午後2時までの間に、システム内で行う。

(4) 入札保証金

参加希望者は、本件公告に掲げた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。参加希望者が（1）により参加仮申込みを行い、紀尾井町戦略研究所株式会社からクレジットカード売上承認に係るカード与信枠を取得している事実を証する書面が県に提出された場合は、保証金納付に代わる担保の提供があったものとみなす。

なお、落札者以外の者の保証金は、入札期間満了後に返還する。

(5) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札保証金と同額の金額を納付しなければならない。

なお、落札者が納付した入札保証金は契約保証金に充当する。

(6) 参加に係る注意事項

ア 参加者は、政令、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）を熟知の上、参加すること。

イ 希望売却金額の登録後、本件公告、ガイドライン、物件情報等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

ウ 入札者は、その理由の如何にかかわらず、いったん登録した入札価格の書き換えを行うことはできない。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当するものは無効とする。

ア 本件公告に示した参加資格のない者が行ったもの

イ 参加者に求められる義務を履行しない者が行ったもの

ウ 不正のあった者が行ったもの

エ 5の（4）に定める入札保証金を納付しない者が行ったもの及び入札保証金の額が1の売却物品の表の物件ごとに定めた額に満たない者の行ったもの

オ 委任状のない代理人が行ったもの

カ 他の参加者の代理を兼ねた者、又は2人以上の参加者の代理をした者が行ったもの

キ 政令、会計規則、本件公告に違反したもの

(3) 落札者の決定方法

本件公告に掲げた予定価格（最低入札価格）以上の額で最高価格をもって有効な金額の登録を行った者を落札者とする。

(4) 契約書の要否

不要。ただし、売却額が1件250万円以上の物品又は自動車については、契約書を作成する。

(5) 用途制限

この公告の物件は、次の各号に掲げる用途に対し制限を付し、落札者が第三者に対し貸し付け、交換し、売却、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様に付する。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に定める暴力団の事務所の用途

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用途

（６） 手続における交渉の有無

無（当県で定めたガイドライン、官公庁オークションに公開している情報等を元に手続を進めるので、参加者からの一切の交渉は受けない。）

（７） その他

詳細はガイドラインによる。